

高浜原発事故時の避難先自治体アンケート結果等に基づく質問・要望書

**アンケート結果は、避難計画に実効性がないことを浮き彫りにしています
高浜1・2号のケーブルの火災防護対策は審査基準に違反したままです**

老朽原発高浜1・2号の再稼働に反対を表明するよう求めます

福井県知事 杉本達治 様

日頃より、県民の安全にご尽力いただきありがとうございます。

関西電力は、国内で最も古い高浜原発1号（運転開始から48年）、2号（47年）を6・7月にも再稼働しようとしています。高浜原発事故時の避難対象者は福井県民が約5万人、京都府民が約12万人にも上ります。さらに、福井県民の県外避難先は兵庫県です。このように、高浜原発1・2号の再稼働は、福井県民はもちろんのこと、関西の住民にとっても重要な問題です。

私たち福井と関西の3団体は、高浜原発事故時の避難先自治体にアンケートを実施しました。アンケート結果（別紙をご参照ください）では、避難所の割り振り等のマッチングは完了しており、形式的には避難計画ができていようにも見えます。しかし、避難退域時検査の除染の基準及び、車両や住民の検査・除染の方法等に関する国のマニュアルさえまだ周知されていませんでした。他方で、一部の自治体では、「拭き取りだけの除染は不十分」等の意見もありました。

さらに、多くの自治体では、避難所となる学校・施設等に、検査・除染の内容等は伝えられていませんでした。避難元と避難先自治体の話し合いについても同様の結果でした。また、除染の基準の意味等について「判断できない」「無回答」も多くみられました。

このように、アンケート結果からは、避難計画にはいまだ実効性はなく、避難先自治体の戸惑い等が浮き彫りになっています。

他方で、関電と九電のすべての原発で、電気ケーブルの火災防護対策が審査基準どおり施工されていないことが明らかになっています。しかし関電は、「6mの範囲内に可燃物を持ち込まない」等の運用上の対応で代替しようとしています。原子力規制委員会は審査基準を満たしていないことを分かっているながら、関電のすべての原発について5月12日に認可してしまいました。

政府は福島原発事故を忘れたかのように、原子力政策を大転換し、「60年超え運転の容認」等に舵を切ろうとしています。原発事故を二度と繰り返してはなりません。避難計画に実効性はなく、規制基準も守られることなく高浜1・2号が再稼働することは許されません。

以下の質問と要望にご回答ください。

質 問 事 項

[1] 避難先自治体へのアンケート結果について

1. 避難退域時検査における除染の基準について

除染の基準の意味を「知らない」との回答は35%もあり、「基準に問題ない」との回答は4割

にとどまっています。

(1-1) 除染の基準の意味を、避難元・避難先自治体に説明していますか？

(1-2) 住民の安全及び、避難先に汚染を持ち込まないことを考えれば、除染の基準 40,000cpm は高すぎるのではありませんか？

国のマニュアル 除染が必要な基準：体表面汚染で $120 \text{ Bq/cm}^2 = 40,000 \text{ cpm}$
(cpm は 1 分間の放射線カウント数)
これは、・1 歳児の甲状腺被ばくで 300mSv に相当 (安定ヨウ素剤服用基準 50mSv の 6 倍)
・「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準」 4 Bq/cm^2 の 30 倍

2. 車両の検査・除染について

汚染が激しいタイヤ接地面等の検査がないことを「知らない」との回答が 4 割もありました。「タイヤの接地面も検査すべき」との回答も 2 割ありました。

除染はウエットティッシュでのふき取りだけについて、「知らなかった」との回答が 35%、また「ふき取りだけで問題ない」は 25%にとどまっています。

(2-1) 車両の検査や除染について、避難先に説明していますか？

(2-2) 「タイヤの接地面も検査すべき」等の避難先自治体の意見を考慮していますか？

3. 避難する住民の検査等について

住民の検査では、測定値の記入のない「通過証」のみが渡されます。測定値の記入について「必要ない」との回答は 3 割のみでした。「測定値も記入すべき」との回答も 1 自治体ですがありました。「無回答」が 65%と多く、「県の対応に委ねる」等のコメントが書かれており、独自の判断を避けている自治体の戸惑いも示されています。

福島の子どもたちが甲状腺がんを発症していますが、「通過証」のみでは、後に健康影響が出た場合に因果関係を証明することもできません。

(3-1) 避難する住民の検査では、全員の検査を行い、測定値も記入して本人に知らせるべきではないですか？

4. 避難所となる学校や施設との協議について

除染の基準と検査・除染方法について、避難所となる学校や施設に「伝えている」との回答は 1 割のみでした。

(4-1) 避難所となる学校や施設に、除染の基準、検査・除染方法について、伝えるよう自治体に指導をしていないのですか？

(4-2) これらを伝えて、学校や施設の意見を汲み上げ、避難所として適しているのか、子どもたちの安全は確保できるのか等を議論すべきではないですか？

5. 避難元と避難先自治体の協議について

除染の基準、検査・除染方法について、避難元と避難先自治体で「話し合いはしていない」との回答が 75%にも及んでいます。

(5-1) 避難元と避難先の協議が進んでいないのはなぜですか？指導をしていないのですか？

6. 高浜1・2号の再稼働について

40年超えの高浜1・2号の再稼働に関して「不安や心配がある」との回答は15%の3自治体でした。その内の1自治体が福井県内の避難先自治体です。「不安や心配はない」との回答は2割だけでした。

(6-1) 再稼働について、自治体の不安等を汲み上げていますか？

[2] 電気ケーブルの火災防護対策の不備について

関電と九電の原発すべてで、ケーブルの火災防護対策が基準どおり施工されていないことが明らかになっています。2系統の安全設備が火災で同時に機能しなくなることを防ぐため、火災防護対象ケーブルを系統ごとに分離することが火災防護基準（火災防護審査基準（2.3.1(2)））で求められています。しかし関電は、基準通りに対策を実施すれば工事に時間がかかるとして、ケーブルの電線管の近くに燃えるようなものを置かない等の簡易な運用で再稼働を優先しています。規制委員会は関電のすべての原発について、5月12日に、これをあっさり認めてしまいました（参考：別紙の要望書）。自らが定めた基準を踏みにじった認可は到底許されません。

1. 関電の全ての原発で、電気ケーブルの火災防護対策が審査基準に違反していることを知ったのはいつですか？

2. 審査基準を満たすことなく、安易な運用で代替することが許されるのでしょうか？

関電のすべての原発で基準に適合した施工を実施すべきではないですか？

少なくともそれまでは、高浜1・2号の再稼働は延期すべきではないですか？

要 望 事 項

1. 福井県の避難先自治体に、避難退域時検査や除染について周知し、自治体の意見を聞き、さらに、避難元と避難先の協議を進め、避難計画の問題点を洗い出すこと。
2. 避難所となっている学校等の施設に避難計画を説明し、施設側の意見を聞いて、問題点を洗い出すこと。
3. 現状では避難計画に実効性はなく、避難元・避難先の住民の安全は守られません。
さらに、関電の原発では、電気ケーブルの火災防護対策が基準違反のままです。
そのため、老朽原発高浜1・2号の再稼働に反対を表明すること。

2023年5月18日

ふるさとを守る高浜・おおいの会/ 安全なふる里を大切にする会/ 避難計画を案ずる関西連絡会
この件の連絡先：安全なふる里を大切にする会 若狭町 石地優 090-7741-8303